

林業経営改善計画認定による特例措置一覧

平成30年4月1日時点

事業内容	資金の名称		貸付け(融資)条件		
	項目	資金使途	項目	経営改善計画認定者	経営改善計画未認定者
生産方式を合理化したい	林業経営育成資金 (生産方式合理化)	①林業機械リース料一括前払い費用 ②研修の受講に必要な費用 ③経営コンサルタント費用	貸付限度額	資金使途①～③に必要な額で、 借入者の負担する額の80%に 相当する額	借受資格なし
			償還期限(据置期間)		
森林を取得したい	林業経営育成資金 (森林取得資金)	①林地取得 ②分収林取得	貸付限度額	・個人 7,000万円 ・法人 25,000万円 ・森組等 25,000万円	・個人 1,200万円 ・法人 4,000万円 ・森組等 9,000万円
			償還期限(据置期間)	35年以内(25年以内)	25年以内(-)
造林・作業道の整備をしたい	日本政策金融公庫	林業基盤強化資金 (造林) 森林整備活性化資金	貸付限度額	借入者の負担する額の80%に相当する額、ただし、計画森林90%	
			償還期限(据置期間)	55年以内(35年以内)	35年以内(20年以内)
林道の整備をしたい	日本政策金融公庫	森林整備活性化資金	金利	無利子	
			融資限度額	必要な金額の2/7 (合理化計画の特例の適用を受ける場合は1/2)	借受資格なし ※森林経営計画認定者が単層林を 複層林に転換しようとする場合のみ 可
林道の整備をしたい	日本政策金融公庫	林業基盤整備資金 (林道)	貸付限度額	借入者の負担する額の80%に相当する額、ただし、計画森林90%	
			償還期限(据置期間)	25年以内(7年以内)	20年以内(3年以内)
森林レク施設・特 用林産物生産施 設等の整備をした い	日本政策金融公庫	農林漁業施設資金	金利	※貸付利率は日本政策金融高校HPで随時確認。	
			貸付限度額 (融資率)	借入者の負担する額の80%に相当する額 (上限無し)	(上限有り)
林業・木材産業の経 営合理化をしたい	日本政策金融公庫	林業木材産業高度化推 進資金	償還期限(据置期間)	15年以内(3年以内)	20年以内(3年以内)
			金利	年利1.0～1.6%(農林漁業信用基金の債務保証を受ける場合は、0.7～1.3%)	
林業・木材産業等の 経営改善をしたい	栃木県	林業・木材産業改善資金	償還期限(据置期間)	短期1年以内長期5年以内(1年以内)	
			貸付限度額	・個人 1,000万円 ・会社 3,000万円 ・会社以外の団体 5,000万円	
		林業・木材産業経営の改善	償還期限(据置期間)	12年以内(3年以内)	10年以内(3年以内)